

# 告示

## 埼玉県告示第千二百二十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

櫛挽特定猟具使用禁止区域（銃）

### 二 区域

平成十七年埼玉県告示第二千二十三号で告示した区域

### 三 存続期間

令和四年十一月一日から無期限

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器